

大規模災害・防災対策特別委員会会議録

平成25年 5 月16日

場 所 第5委員会室

平成25年5月16日(木曜日)

午前10時0分開会

危機管理局長 大坪 篤史
兼危機管理課長
消防保安課長 厚山 善光

会議に付託された議案等

概要説明

総務部

1. 大規模災害について
2. 南海トラフ巨大地震の被害想定について
3. 今後の県の取組について

協議事項

1. 委員会の調査事項等について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員(11人)

委員	長	中野 一 則
副委員	長	重松 幸次郎
委員		外山 三 博
委員		蓬原 正 三
委員		宮原 義 久
委員		黒木 正 一
委員		松村 悟 郎
委員		内村 仁 子
委員		高橋 透
委員		井上 紀代子
委員		有岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監 橋本 憲次郎

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 日 高 壮

政策調査課主査 黒田 裕 司

中野委員長 おはようございます。ただいまから特別委員会を開会いたします。

まず、委員席についてですが、ただいま着席しているとおりでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

本日の日程であります。お手元に配付しております日程(案)をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会でありますので、まず、執行部から当委員会の設置目的に関する事項として、項目を見ていただければわかりますが、この後に委員協議も開会する予定でありますので、その委員協議がしやすいように、大規模災害とは何なのかとか、そういう定義等も含めて説明していただくように、特に南海トラフ巨大地震の被害想定と今後の県の取り組みなどを中心に概要を説明していただきたいと思っております。

その後に、今言いましたとおり、調査事項並びに調査活動計画等について御協議をいただきたいと思いますが、このように進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は、総務部危機管理局においていただきました。

私は、当特別委員会委員長の中野でございます。えびのの選出でございます。

私ども11名がさきの県議会で委員として選任されました。今後1年間、調査活動を実施していくこととなりますが、東日本大震災の発生に加え、昨年度、内閣府における南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されたところであり、災害・減災対策に対する県民の関心も大変高いところがあります。県議会においても南海トラフ巨大地震などへの対応策を重点項目と考え、当委員会が設置されたところがあります。

当委員会の担う課題を解決するために、特に危機管理局とは密接に連携をとりながら進める必要もあると思いますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が宮崎市選出の重松幸次郎副委員長であります。

皆さんから向かって左側から説明いたします。

宮崎市選出の外山三博委員です。

小林市・西諸県郡選出の宮原義久委員です。

東臼杵郡選出の黒木正一委員です。

児湯郡選出の松村悟郎委員です。

都城市選出の内村仁子委員です。

次に右側です。

北諸県郡選出の蓬原正三委員です。

日南市選出の高橋透委員です。

宮崎市選出の井上紀代子委員です。

宮崎市選出の有岡浩一委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介並びに概要説明をお願いいたします。

では、橋本統括監ですね。よろしくお願いいたします。

橋本危機管理統括監 おはようございます。危機管理統括監の橋本でございます。どうぞよろしく御指導いただきますようによろしくお願いたします。

ただいま中野委員長から委員の皆様の御紹介いただきまして、まことにありがとうございます。

当方が当委員会に出席させていただいております幹部職員を紹介させていただきます。

まず初めに、委員の先生からごらんになって左隣が危機管理局長兼危機管理課長の大坪でございます。

委員の皆様からごらんになって右手側でございますが、消防保安課長の厚山でございます。

職員の紹介は以上でございます。

それでは、本日の説明事項でございますけれども、御指示をいただきました内容につきまして、お手元資料の目次でございますように、1つ、大規模災害について、2つ目が、南海トラフ巨大地震の被害想定について、3つ目が、今後の県の取り組みについて御説明させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、危機管理局長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

大坪危機管理局長 それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。最初のテーマ、大規模災害についてということでございます。

まず、その中で危機事象とは何かということについて、1点目整理してございますが、実は本県では危機管理指針というものを設けてございます。その中で、3つの類型に分けて整理しております。

まず1点目が、地域防災計画の対象となる災害ということでございまして、そこにございませうように、風水害や地震・津波、火山噴火等の自然災害、そして大規模火災や事故など、下のほうの2の「災害」に当たるものにつきまして地域防災計画に記して、その対処方法等について論じているところでございます。

それから2つ目は、武力攻撃事態等ということで、万が一の武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態に備えまして、これは国民保護計画で規定しているものでございますが、2番目がそういうことでございます。

それから3つ目に、その他の事件・事故等としまして、本県では全部で32の危機事象を列挙しまして、そこにございませうように、例えば口蹄疫等の家畜伝染病、さらには新型インフルエンザ等の感染症、そういったものを含めて、いろんな危機事象についてしっかりと対処できるようにということで、マニュアル等をつくって備えているところでございます。

そういう中で2番目に、「災害」とはということなんですが、これは、災害対策基本法で定義がございまして、第2条に定義がございまして、災害につきましては「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、そしてその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、そしてその他その及ぼす被害の程度におい

てこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」というふうな書き方がされております。

この中で、その他の異常な自然現象といいますのは、次のような事象であるということで説明がなされております。冷害、干ばつ、ひょう害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地の隆起・沈降でございます。

それから、政令で定める原因につきましては、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落といったようなことが対象となるというふうにされております。

そういう中で、大規模災害とは何ぞやということなんですが、実はこれにつきましては明確な定義はございません。ただ、一般に被害の程度や広がりが著しい災害、そして被害が甚大ですので、外部からの支援を要するような災害というふうに理解されております。

なお、東日本大震災等を受けまして、気象庁のほうでは現在、気象業務法の改正について、国会に上げまして審議がされてます。その中で、特別警報を出すということが盛り込まれております。

右側の2ページをごらんいただけますでしょうか。特別警報につきましては、東日本大震災や大雨災害などを踏まえて、情報の改善や情報等を国民に確実に伝達するなど、今後いつ発生してもおかしくない重大な災害に対応するというので、例えばですが、大雨の特別警報については、数十年に一度の豪雨のような場合、それから津波については、内陸まで影響が及ぶような場合、それから火山現象につきましては、居住地域に影響が及ぶような噴石、火砕流等が発生しそうな場合。そういった場合には特別警報ということで、従来の警報に増して強く国民

に警戒を求めるということになっております。

それから、その下、参考までに、本県における近年の災害ということで、直近の10年間、主だった災害がどんなものがあったかということを一覧してございますが、特に16年度から19年度にかけては、毎年のように台風災害や豪雨災害が発生しております。中でも平成17年度の台風14号災害というのは、県内各地で1,000ミリを超える豪雨に見舞われまして、残念ながら13名の方が亡くなり、全壊戸数も1,136戸ということで、近来では本県で最大の自然災害でございました。

さらに、平成22年度になりましたら、御案内のとおり、新燃岳が300年ぶりに噴火をいたしました。これについては、いまだにその警戒が続いているという状況でございます。

このように、本県は非常に災害に遭遇しやすいといえますが、危険性の高い県であるというふうに十分認識しております。毎年のように発生します風水害についてはきちんと備えなくちゃなりませんし、今後万一発生するかもしれません大規模な地震・津波、あるいは火山噴火、こういったものにも最大限の警戒をする必要があるかというふうに考えております。

それから、めくっていただきまして、3ページからが2番目のテーマですが、南海トラフ巨大地震の被害想定についてということでございます。

これは、昨年度、内閣府のほうからいろんな想定が出まして、国民の中でも非常に不安が高まっている。どうするんだということで、国民的議論になってるテーマでございますが、まず1点目、国の被害想定につきましては、東日本大震災を踏まえまして、国としての広域的な地震・津波対策のこれは基礎的資料とする目的で

策定するマクロ的な推計だというふうに説明がなされております。

そういう中で、例えばということで、そこに全壊棟数と死者数についての状況について記しておりますが、実はこれに関しましては、別途「資料1」というものを添付してございます。そちらをごらんいただきながら説明を進めさせていただきますと存じます。

まず、「資料1」の1ページを開いていただきますと、現在進んでいます地震・津波の想定作業ということで、左側に内閣府の推移、右側に本県の推移を整理しております。特に内閣府のほうでは、左側、昨年度の特に中ほど8月ですが、第2次報告ということで、地震の分布や津波高、さらには人的被害・建物被害等についての報告がなされたところでございます。

さらに、3月になりましたら、最終の被害想定ということで、経済被害を含めた報告がなされております。

さらに、今後の話ですけども、この被害想定を踏まえまして、具体的な対策について取りまとめました最終報告書なるものが近々出される予定というふうに伺っております。

それから、それに伴いまして、右側ですが、宮崎県の検討状況ということで、本年に入りまして2月ですけども、宮崎県としての津波浸水想定を公表いたしました。さらに、本年度中に震度分布、さらには被害想定、そういったものの推計をして公表する予定にしているところでございます。

そういう中で、先ほどの左側の全壊棟数8万3,000棟という資料ですが、今の「資料1」の2ページを開いていただければでしょうか。全壊棟数が8万3,000棟、宮崎県で8万3,000棟ということですが、これは設定条件がございませ

て、地震動が陸側で発生して、さらにそれが冬の18時、しかも風速が毎秒8メートルということで、非常に風の強い状況で発生した場合ということが前提になってございます。

そういう中で、津波についてはケース1から5までそれぞれ想定がされまして、例えばケース1でしたら、東海地方が最も甚大な被害を受けるようなパターン、それからケース3が近畿地方、ケース4が四国地方、そしてケース5が九州地方で最も甚大な被害を受けるパターンということで分類がなされております。そういう中では、このケース5につきまして、本県で建物の全壊棟数が8万3,000棟ということになっております。

それから、別添資料のほうは、その次のページごらんいただきますと、今度は死者数について出ております。これも「委員会資料」のほうでは3ページのケース5で4万2,000人という最大の死者数を記しておりますが、その場合につきまして同じような条件設定がされた場合で、さらに早期の避難率が低い場合と、住民の避難がなかなかうまくいってない場合ということですが、このような設定の場合には、本県で4万2,000人の方が死亡すると。

ただし、別添資料の右側の4ページですが、早期避難率が高くて、しかも、避難の呼びかけがきちんとできた場合には、1万6,000人の死者ということで、およそ3分の1程度になっているという状況でございます。

それで、大変恐縮ですが、もう一回「委員会資料」の3ページのほうに戻っていただきまして、そのように非常に大きな被害が想定されるわけですが、例えば被害を軽減するための方法としまして3つほど例示がされております。1つは、建物の耐震化を進めた場合、これにつ

いては死者数は85%軽減できるだろうと。それから2つ目、家具等の転倒・落下防止ができた場合、これは70%軽減できるだろうと。そして、先ほども申しましたが、津波については、早期の避難等ができた場合には、死者数はおよそ3分の1におさまるだろうというふうな想定がされてるところでございます。

それから、右側の4ページですが、今度は経済的な被害についてでございます。経済的な被害につきましては、先ほどの別添資料の6ページを参照しながらごらんいただきたいのですが、資産等への被害が本県で4.8兆円ということで想定がされております。この表の一番右下で合計ということで168.7兆円ということになっておりますが、全国ではこのような数字になるということでございます。

この経済的な被害につきましては、いろんな想定がありますが、国のほうでは東海地方に最も影響の大きい津波ケース1のみ、この経済被害について想定がされております。この経済被害につきましても、「委員会資料」の4ページのほうにありますように、例えば建物の耐震化ですとか、急傾斜地の崩壊対策等々を進めた場合には、被害は約半減するだろうということも記されております。

さらに、経済活動への影響、これについては全国的な数字しか出てないんですが、生産やサービス低下に起因するものとして44.7兆円、交通寸断に起因するものとして6.1兆円ということで、非常に大きな経済活動への影響についても出されているところでございます。

そういう中で、下の2番目ですが、県の津波浸水想定に移らせていただきます。これは、別添資料では2になります。別添「資料2」をごらんいただけますでしょうか。

内閣府ではモデルケースを幾つか設定して
るんですが、その中で本県に影響が大きい2つの
ケース、さらには本県独自のモデルも算定をし
まして、その3つで検証をし、本県での最悪の
ケースとなる浸水を想定したところでございます。

まず、浸水面積につきましては、県内全域で
合計で1万4,280ヘクタールということになって
おります。「資料2」のほうでは市町村別に出し
ておりますけども、宮崎市で4,010ヘクタール、
延岡市で3,140ヘクタール、日向市で2,130ヘク
タールなどということで、非常に大きな浸水面
積になってございます。

それから、その次が津波高についてですけど
も、これにつきましては、「資料2」の2ページ
をめぐっていただきますと、そこに詳細な資料
が載ってございますが、津波高の最大値、これ
が串間市で17メートル、県全体見ましても10メ
ートルから17メートルの間でそれぞれ想定され
ております。

それから、津波高の平均値につきましては、
県内で最も高いのが都農町の12メートル、県内
では9メートルから12メートルということです
ね。

それから、津波の到達最短時間では14分、こ
れは日南市で最短14分ということになってます
が、大体14分から20分程度でプラス1メートル
の津波がやってくると、そんなふうな想定になっ
ております。これにつきましては、下のほうの
参考として入れてますように、非常に厳しい条
件設定を前提にしました。したがって、お
およそ現時点で考えられる最悪、最大の津波の
浸水想定ではないかというふうに考えてる所で
ございます。

それでは、最後の3点目のテーマですが、今
後の県の取り組みについて御説明をいたします。

「委員会資料」の5ページごらんいただけます
でしょうか。あわせて「資料3」の1ペー
ジをお開きください。

まず1点目が、宮崎県における巨大地震対策
への対応ロードマップということでございます。
この「資料3」のほうのこの横長の表で御説明
をいたしますが、国、県、市・町、住民という
ことで、それぞれどんなことを進めてきたか、
そして平成25年度進めるかということロード
マップという形でまとめております。

実は、国と県との間では、南海トラフ巨大地震
対策九州ブロック協議会というものを昨年
の8月に設立をいたしました。この場で、内閣府
を初め、国の関係省庁、出先機関、そして九州
各県、それと防災関係機関、一堂に会しまして、
九州管内での想定される諸問題について協議を
するというにいたしております。

さらに、今度は県と市・町の間では、宮崎県
津波対策推進協議会というものを昨年の12月に
設置をいたしました。これは、県と沿岸の10の
市・町でもって、住民の避難対策を含めまして、
ソフト・ハードいろんな面からの対策を協議し
ていこうというものでございます。

そういう中で、左のほうですけども、国のほう
では、先ほど来申しましているように、内閣府
のほうでいろんな想定が出てまいりました。
そして、国交省のほうでは、津波防災地域づく
り法という法律をつくりまして、それに基づく
諸対策を今後進めていくということございま
す。

そして、中ほどの県のほうでは、地震・津波
シミュレーション・被害想定ということで、国
といろいろと協議調整をしながら、昨年度末に
津波浸水想定図を策定し、公表いたしました。

その下の流れになりますが、今後は、災害対

策基本法に基づきまして、震度分布の検討ですとか、被害想定算定の算定、そういうものをしまして、減災計画をつくり、それを本県の地域防災計画へ反映させていくと、そういうふうな作業を本年度進めることにいたしております。

さらに、中ほどの津波防災地域づくり法の流れで申しますと、宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会と、大変長い名前なんですが、これは、関係する国の機関、そして県、これは県は県土整備部や農政水産部も含めまして、さらには市町村一体となって、いろんな連絡協議をしていこうという会を本年2月に設置をしました。

そこでもって実務的ないろんな協議をしながら作業を進めてまいりたいと考えているところでございますが、例えばこの法律に基づきまして、いろんな区域の設定をすることができるというふうになっております。イエローゾーン、オレンジ・レッドゾーン、そういうものにつきまして区域の設定ができるということになりますので、これは県がするわけですけども、十分に地元の市町村とも協議をしながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

さらには、右側の市や町につきましては、中ほど、平成24年度の津波浸水想定図の右側になります。想定を踏まえまして、それぞれの市・町で住民の避難対策を中心にいろんな検討が今進められております。そういう中で、今後、例えば避難場所の整備ですとか、ハザードマップ、そういったものについて順次でき上がっていく、検討がされていくということでございます。

さらには、右側ですが、住民に対しましては、大きな災害になればなるほど自助と共助の取り組みが重要になってまいりますので、自主防災

組織の充実・強化、消防団の充実、さらには防災士のネットワーク、そういったものを生かしながら、しっかりと自助共助の取り組みを進めてまいりたい。そういうことを踏まえまして、最終的にはソフト対策・ハード対策を総動員した対策の推進を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

それでは、その次の「委員会資料」では5ページの2番目、大規模災害対策基金設置という話に移ります。

これにつきましては、2月議会で御審議いただきまして可決承認いただきました、新たな基金5億円でございます。県内事業としまして3.8億円、それから県外事業（東日本大震災被災者への支援）として1億2,000万を想定しまして、いろんな具体的な対策を進めてまいりたいと考えております。

例えば県内対策につきましては、1つは減災力強化ということで、何よりも住民の方が不安なのは、いち早く避難ができるかということですので、避難場所や避難路等の整備、それから訓練、そういったものを進めてまいりたいと思っております。

それから2点目は、防災士の養成、そして防災士ネットワークの支援、こういったものをしながら、専門的知識、素養を持った防災士の皆さんを中心としまして、それぞれの地域や職場単位での防災対策を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、広域連携強化ということで、先ほども申しましたように、いろんな連携組織をつくりましたので、そういうものを使って進めてまいりたい。

それから、右側の6ページになりますが、BCPにつきましては、昨年度、本庁版BCPと

地域版BCPを全てつくりましたので、それに基づいて必要な施策を進めてまいりたいと考えております。

それから、消防に関しましては、西臼杵3町が特に常備化、広域化一体となって進められますので、そういったところを中心に支援してまいりたいというふうに考えております。

具体的な事業につきましては、別添資料の2ページのところで少し表としてまとめてございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

それから最後に、新たな総合防災訓練の実施ということでございます。

これにつきましては、従来は県の防災の日、5月の第4日曜日に実施をしてたんですが、今年度はこの南海トラフ巨大地震の想定が出ましたので、これに基づいた実動的な訓練をやりたいということで、若干時間を、準備期間をとりまして、12月15日に実施するというように予定してございます。

特徴としましては、後方支援拠点、昨年度9カ所、県内で指定をしましたので、そこを使って広域参集訓練や搬送訓練をする。

さらには、こういう大規模な災害、実は私もまだ未経験のゾーンでございますので、この災害対策本部をどうやって実際に回していくんだろうか、いけるんだろうか、そういった訓練をブラインド型ということで、その作業をする、参加する職員は想定を知らずにやってみるというふうな訓練に挑戦をしてみたいと考えております。

さらには、その後方支援拠点にいろんな関係機関が集まりますので、そこから前方に展開をしまして、住民の方々の救援や救助、そして沿岸の市町では津波に対する避難訓練、そういっ

たものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

別添の「資料3」では3ページと4ページになりますけども、3ページごらんいただきますと、従来の防災訓練との比較という中で、新たな訓練についてそこに列挙してございますが、要はこのような大規模災害、経験がございませんので、本当に関係機関実際に集まって実践的にやってみようということでのいろんなメニューを想定しているところでございます。

その次の4ページにイメージ図ということで、それぞれの訓練メニューについてイメージを記しております。左上のほうでは、県外からいろんな救援物資が送られてくる。そして、県庁では災害対策本部を設置し、運営をする。ここには県庁だけではなくて、いろんな防災機関の責任者も集まっていただいて一緒に対策を検討していく、そういったことをやってみます。

さらには、中ほどですけども、生目の杜運動公園に関係機関集結しまして、そこを拠点としているような前方展開を図っていく。例えばいろんなヘリコプターによる救助・救援、そういったものも進めてまいりたいと思っております。

さらには、大規模な事案になりますと、どうしても死傷者がたくさん出ますので、下のほうでは広域搬送訓練ということで、DMAT、さらには新田原でのSCU、広域搬送拠点臨時医療施設の設置等々含めまして、迅速な被害者の救援・救護ができるような、そんなふうな訓練もやってみたいと思っております。

何せ初めての訓練ですので、うまくいく自信は毛頭ございませんが、いろんな訓練をやりながら、いろんな問題を発見しまして、いざというときの備えというものを進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。以上で執行部の説明が終わりました。

皆さん方から何か御意見、御質問等があれば、発言をお願いいたしたいと思います。何かございませんか。

蓬原委員 6ページの県外事業、県職員やボランティア等の派遣となっておりますが、現在において、どこに派遣しておられるか教えてください。

大坪危機管理局長 これは3月時点の資料なんですけど、県の職員が13名、それから県警が4名、市町村から18名の職員が東北地方に派遣をされております。このうち宮城県が、県職員が9名、それから市町村の職員が13名です。それから、福島県に対して、県の職員が4名、それから市の職員が4名。それから、岩手県に対して、市町村の職員が1名というような状況でございます。

蓬原委員 警察が4名ということでしたかね。

大坪危機管理局長 警察からは4名ということで、これは岩手県警察に出向しているというふうに聞いております。

蓬原委員 新たな総合防災訓練、ブライント型訓練というのは抜き打ちでやるということですか。

大坪危機管理局長 地震・津波というのはいつ発生するかわかりませんので、あらかじめ想定するのではなくて、発生したということで集合をかけて集まって、そしていろんな状況を別の部隊から状況設定が流れてくるんですね。ですから、実際に災害対策本部で働いている職員は、どういう状況になっていくかというのは事前に知らされてない中で対策を検討をしていくと、そんなふうな訓練でございます。

蓬原委員 これを知ってるのは、その局長を初めわずかな幹部の皆さんだけが知ってて、その日あけるというようなことですかね。

大坪危機管理局長 場合によっては、私どもも知らないような状況を付与されるかもしれません。実は、そういう状況を設定する職員をコントローラーと申しますが、その部門の職員は何名か配置しまして、その職員たちがいろんな設定を、厳し目の設定を出していくということになります。

蓬原委員 それが望ましいという気がしてました。例えば知事も知ってるんですか。

大坪危機管理局長 ほとんど知らないと思います。

蓬原委員 それがいいと思います。当然議会も知らないですよ。

中野委員長 ほかにありませんか。

外山委員 災害が起きたとき、県の役割、県も災害対策本部を立ち上げ、市町村も立ち上げると思うんですが、県がやること、市町村がやることの整理をきちんと細かいとこまで全部する必要があると思うんですが、そういう作業はもうかかっておられるんですか。

大坪危機管理局長 それについては、災害対策基本法という法律で、県の責務、市町村の責務というのが定められております。簡単に申しますと、市町村は住民の避難とか、あるいは情報伝達とか、避難とか、避難場所の設置とか、そういうことを第一義的にすることになります。県のほうは、それを技術的に補完していく、応援していくと、そういった立場でございます。具体的には、県と市町村でいろんな連絡会議の場を持ってますので、それぞれの場で具体的な対応について相談をしているという状況でございます。

外山委員 災害対策基本法にはあるんでしょうが、現実にはいろんな細かいところが出てくると思うんですよ。例えば非常食の用意、それをどういう段取りで、どこが司令塔でやるかとかね。県外からいろんな救援物資が来たときの窓口整理とか、考えたらいっぱいあると思う。だから、そういうところを整理した上で市町村と県のほうで持ち分の認識をきちっとしておかないと、いざというときにはなかなかどっちがやるのかわからないということ出てくると思うんですよね。ですから、何回も何回もそういう打ち合わせをしていく必要があるかと思いますので、よろしく願いをしておきます。

井上委員 今関連をしてなんですが、市町村との関係というのが大変住民には近いので、そこが大変重要だと思うんですよね。例えば津波対策推進協議会というのは、沿岸の10市町と県とでやってますよね。そこで話されたことの情報伝達というのはどのように日常的になっているのか、そこについてまずお聞かせいただきたい。

大坪危機管理局長 これは昨年の12月に、それぞれの首長を正式メンバーとしまして発足をしまして、その下に我々実務者レベルの幹事会設けております。実は来月早々にも、その幹事者レベルでの、実務者レベルでの第1回目の会合、これをすることにいたしておまして、そこで具体的に、市町村も悩みを持っています。住民の避難対策をどうすりゃいいんだろうかということを含めて悩みを持っていますので、その対応について、お互いに知恵を出し合って協議をする。

それから、災害危険場所については、現地に実際みんなで行って見ながら検討すると、そういったことを進めてまいります。

その結果をお互いに情報を共有して、それぞれの対策に生かしていくというふうなことを進めてまいりたいと考えております。

井上委員 そういう意味からいくと、宮崎県内を想定した場合に、どこに防災拠点を置いたらいいのかというのは、もう大体シミュレーション済んでると思うんですけども、それについて、現段階で、今後の取り組みのところにそれ載ってないので、進行状況を聞かせていただきたいんですが。例えば日南だったらここにとか、大規模にここに置くとか、県内全体のバランスというのがどのようになっているのかなど。

大坪危機管理局長 実はそういう大規模災害に備えまして、後方支援拠点というものがぜひとも必要だということで、昨年度、県内各地調査をいたしまして、昨年の12月に全部で9カ所指定をいたしました。これは県北から県南、県西まで、それぞれの地域バランスを考えて指定をしました。ですから、そこを中心にいろんな支援部隊が集まっていくということになりますが、今後は、そこがどうやって前方展開するのか、前方での基地の設定、そういったものを市町村とも相談をしながら進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

さらに、後方支援拠点についても9カ所だけでいいということではございませんので、今後さらに調査をしながら広げていきたいというふうに考えております。

井上委員 地域の中で自主防災組織の避難訓練をずっと行っていますが、同じようなことの繰り返しでまた同じことかなと感じるんですね。新たな展開というか、住民が、例えば自宅の家具を倒壊しないようにするだとか、どうしたらよいかをわかりやすく、自治会を含め細かに伝達していくといいなと思うんです。

それと、1回決めた避難経路をなかなか変えていただけないので、自分が助かると思うと、あそこに逃げたほうがいいとか、それぞれ住民としてはそういう思いがあったりするわけですね。ですから、市町村の役割かなというふうに思うのですが、住民の思いを小まめに吸い上げられていくような組織と連携がうまくいくと、絵に描いたものが非常に生きていくというか、ロードマップが物すごい生きるんじゃないかなというふうに思うんです。

住民が安心感を持つためにも忘れてはいけないことがいっぱいあるが、どのようにしていくのですか。

大坪危機管理局長 先ほどちょっと御説明しましたけども、津波の浸水予測図というものを発表しました。これに基づいて、市町村では新たな避難計画と、それぞれの地域ごとにどうやって避難すればいいのかというハザードマップづくりというのに、地域住民巻き込みながら取り組んでいくということになります。

ですから、その中で、最悪の浸水想定に基づいてどう避難すればいいのか、避難場所はどこにするのか、経路はどうするのかといったことを地域住民の方と一緒にまとめ上げていく、そういう作業を今年度やっていくということになります。

さらに、先ほど委員おっしゃいましたように、自分でできること。例えば津波のことばかり何か最近強調されてますけど、その前に、我々経験したことのないような大きな地震が発生するわけですよ。そうしますと、まず地震でやられてしまったら、もう元も子もないわけですから、おっしゃいましたように、家具の固定ですとか、あるいはそもそもの建物の耐震化の促進、そういったものもしっかり進めていくこと

が大事だろうと思っております。

さらに、先ほど基金事業の中で、住民避難ということもメニューとして入っているということ申しましたが、これは新たな避難訓練をやっていただきたいということでございます。例えば夜やってみるとか、高齢者の方と一緒に含めてやってみるとか、障がい者の方と一緒にやってみるとか、そういう新たな訓練にもぜひとも挑戦していただきたい。そういうことで、そのような支援メニューも入れたところでございます。

井上委員 前回、私は厚生常任委員会に所属してまして、県立宮崎病院が、その所管の中の議論の一つのテーマであったんですけど、私は宮崎市に住んでるのですが、あそこ浸水地域なんですよ。医療機関として、宮崎県立病院が災害時においてどのような役割を果たすのかというのは、これは大変重要なことです。だから、私から言わせていただくと、大規模災害に対応した宮崎県立病院のありようというのは、庁内全体で議論されるべきではないのかなというふうに実は思っています。

ですから、建てかえの問題というのが今物すごい議論になってるわけですが、単に宮崎県立病院が同じ場所できれいになりさえすればいいというのではなく、危機事象に対して対応がどのようにできる県立病院になるのかということが大変重要なのではないかとこのように思っています。

それで、厚生常任委員会の中でも、私はそれをずっと病院局長にも言っていたわけですが、庁内全体で、危機管理という視点の中で県立宮崎病院はどうしていくのかという議論はされているのか、そこについては危機管理統括監から言っていただければ。

橋本危機管理統括監 いざ大規模災害があり

ましたときには、委員御指摘のように、命を救うための拠点となる病院というのは大変優先度の高い施設になってくるということは、先般の大震災からも学べたところだと思っております。

実際、この「資料2」の3ページに宮崎市の浸水想定お示ししております、実はこの津波、海側からの浸水の想定では、県立宮崎病院自体は浸水区域に入っていないということになりますけれども、委員御指摘のように、大雨のときの浸水区域に入っているという状況だというふうに承知しておりますが。今回の訓練でも広域搬送訓練をチャレンジしてみたいと思うように、患者さんをいかに、より医療が適切に受けれるところに搬送するかという大きな関心を持ってまいりたいと思います。

承知してるところでは、国のほうでも、災害拠点病院の整備という観点で地域医療再生基金とかで支援しているところがございますので、担当部局とも十分連携をとってまいりたいと思っております。優先度の高い課題だという認識を持って、十分意見交換してまいりたいというふうに思っております。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですか。

高橋委員 「委員会資料」の3ページで説明がありました、早期に避難を呼びかけても、結局1万3,000人は助かりませんよという、この表現なんですけど、非常に深刻に受けとめるわけですが、ここに書いてあるとおりで理解をせざるを得ないのですよね。いま一度確認しますけど。

大坪危機管理局長 これは冬の深夜に発生した場合ということで、多くの方はもう寝ているという状況でございます。したがって、早期の避難率が仮に高くても、この程度は残念な

が犠牲になるんじゃないだろうかというマクロ的な推計ですけども、それがされてるということでございます。

高橋委員 それで、「資料3」でロードマップが示されて、つまりここはレッドゾーンになるわけですね。レッドゾーンの表現の仕方で、津波の高さをあらわすじゃないですか。その備考でも何でもいいですが、1万3,000人が助かりませんよという、何か危機感をあおるようなことも示しておいたほうが。津波の高さだけでは、大丈夫じゃわってな感じで軽く受けとめがちなものですから、もう少し住民に危機感をあおるような表現も必要かなと思って申し上げたところであります。

大坪危機管理局長 私ども作成しました津波浸水予測図、これは10メートルメッシュで、それぞれの地域の最大の浸水の深さを色分けして表示してございます。これを、ですから、市町村のほうと協議をしながら、住民の方にどれだけしっかりと理解していただくのか、浸透させていくのかといったことが当面大事なことだというふうに思います。

そして、場合によっては、最終的にはということになりますでしょうが、こういうレッドゾーンの設定等をしながら、いろんな住宅等についても、かさ上げの規制をすとか、いろんなことについて議論しなくちゃならない段階が来るかもしれないということは考えております。

中野委員長 統括監、補足ですか。説明してください。

橋本危機管理統括監 委員おっしゃる、この危機感をいかに伝えるかという、非常に私自身も最初数字見たとき、努力しても1万3,000人かというような、ある意味非常にショックな数字でございます。

一方で、この問題の公表のときに内閣府が非常に気をつけてたのは、正しく恐れてもらいたいというのを強調しておりました。というのは、これ津波が来る時間が、宮崎の場合は15分から20分、これをまだあると見るのかあるんですけども、例えば一番陸側で起きて厳しい高知県とかですと、10分以内で津波が来るというような設定のところもございます。そうなりますと、震度6強から7の大きな地震が揺れ続ける間に、もう第一波が、第一波というのは大きなのが到達するという可能性もあるという前提の最も厳しい条件でございまして、余りそこを強調すると、もう避難を諦めるということになっていけないと。

だから、今度来る津波がどういうものかわからないんで、とにかく大きな地震があったら、諦めることなく、とにかくできる全力を尽くしてくれと、そこもあわせてうまく伝えていく必要があるかと思ひまして、厳しい条件と、どのように対応していくかというのあわせて、うまく伝えていく知恵を出していきたいと思つてるところでございます。ちょっと余計な付言ではございますが、申し上げさせていただきました。

高橋委員 おっしゃるとおりでありまして、あくまでも想定だからですよね。おっしゃった高知の予測が、ひょっとしたら宮崎に当てはまるかもしれないわけです。だから、大事なことは、ハザードマップのレッドゾーンというのは、市町村の条例まであわせるじゃないですか。そこに住まないことだと思ふんですよね。今後研究するべきかなと。そういうこともあわせて啓発していくのかなというところが大事だと思うんで、申し上げたところであります。

中野委員長 ほかにありませんか。南海トラフ巨大地震の被害想定が具体的に資料もあって、

説明がありましたので、そこに質問が集中しておりますが、我々の委員会は大規模災害特別委員会でありまして、この後、当委員会の調査項目を具体的に何にしようかということを決めたすわけですが、協議をするわけですが、そのために、あえて大規模災害についてということを1、2ページで説明をしていただきました。この辺のことで何か質問しておきたいこと等はありませんか。よろしいですか。

井上委員 実は以前も危機管理局にお話したことありましたが、宮崎県内の地域ごとに災害がシミュレーションできるものだとか、何かが起こったときに、現場に出かけていく職員の装備品だとか危機管理局が本来必要とされているものについては、十分今配置されているというふうに理解していいんでしょうか。シミュレーションするソフトだけでも相当な金額するというのは聞いていますが。

大坪危機管理局長 これまで経験したレベルの災害でしたら、ある程度の対応はできると思います。いろんな台風災害にしても、地震・津波、そして火山についても、ある程度の経験はしてますので、その程度のレベルだったらできるかなと思うんですが、この大規模災害と呼ばれるレベルになったときに果たしてできるんだろうかというのは、正直言って不安がございませぬ。

ですから、私ども今後留意しなくちゃならないのは、いろんな研修の機会に積極的に出ていたり、あるいはしっかりといろんなことを考える訓練をすとか、あるいは装備についても、そういうものに対応できるような装備を順次備えていくとか。BCPでもある程度のことは書きましたけども、そういったことを今後進めていくということが大事かなと思っております。

井上委員 宮崎県は財政力がないので、なかなかいろんなものを備えるということ自体が大変厳しいものがあると思うんですね。だから、何を備えるかというのはなかなか難しいところもあるんですけど、最近、危機管理を目的としたいろんなものが開発されてます。今、備えることができなかつたとしても、情報は持っていただけるといいなと思います。

災害の発生地に行くと、寝るところもないような場所で活動しないといけない場合もあるわけですが、例えばRVのキャンピングカーなんか、非常に役に立つ場合があるわけですよ。今は備えることはできないにしても、そのようなものに十分注目していただければというふうに思っているところです。

中野委員長 ほかにありませんか。

内村委員 南海トラフのことがずっと今言われてますけども、今メールで桜島と新燃岳の火山情報がしょっちゅう入ってくるんです。近ごろ、新燃岳の噴火の時に近くに住んでた人の話を聞くと、石ころが家にばらばら落ちてきて精神的に不安になることが多いという話を今聞いてるんですが、そういう関係の防災ということをこれからどうしていかれるかを大まかでいいですけども聞かせていただきたいと思います。

大坪危機管理局長 新燃岳に関しては、現在、小康状態にあるんですが、気象庁の説明では、地下に十分なマグマがまだあるということで、これは要警戒の状態が続いているということは事実でございますので、我々もこの新燃岳については気を緩めることなく、しっかりと情報のアンテナを張って対策を進めていきたいと思っております。

あわせて、住民の方へのそういう啓発についても、油断するようなことなく進めていただく

ように、そこは十分市町村とも連携を図っていきたいと思っております。

内村委員 その新燃岳についてなんですが、いろんな市町村との協議とか、今度は市町村と住民の協議とか、そういうのも十分に行っていたきたい。今のところ、この南海トラフ巨大地震が一番注目されている事象になっているが、私どもの身近では灰の処理がまだ済んでいないところもあり、まだケアが進んでない分が相当ある。だから、新燃岳の噴火災害も想定に入れていって、市町村との連携を密にしていっていただけるとありがたいなと思ってるんですが、お願いします。

大坪危機管理局長 昨年度作成しました県のBCPの中でも、火山災害を踏まえた対応というものもしっかりと入れました。そして、地域版BCPということで、それぞれ西諸なら西諸、北諸なら北諸ごとに県の出先機関でどう備えるかということもつくりましたんで、そういった災害を踏まえて、県としてもしっかりやってまいりますし、それは市町村にも同じようなBCPをつくってくださいということのお願いをいたしてますんで、そういった中でもさらに連携を深めていきたいと考えております。

中野委員長 ほかにないですか。

松村委員 委員長からもありましたけども、大規模災害、災害の定義ということで今お話をいただいたとこですけども、私ども大規模災害・防災対策ということで、特に大規模ということに関して注目をして特別委員会を設置したわけでございます。最近の県内の台風災害等は、この大規模に当たるのか当たらないのか、あるいはわかる範囲内で、大規模災害の過去の例というのは、東日本大震災以外に何があるのか。今特に津波、南海トラフにだけ注目されてます

けども、どのような規模をめどに意識をしてい
かないといけないのか。最近、これが大規模だ
という例があったら幾つか。

大坪危機管理局長 最近の例で申しますと、
最近20年でどんな災害があったかというのを手
元でまとめてみたんですが、ざっと申しますと、
国内では、平成5年に北海道南西沖地震で202名
の方が亡くなってらっしゃいます。それから、
平成7年に阪神・淡路大震災で6,400名の方が亡
くなってらっしゃいます。さらには、平成16年
になりますが、台風23号で95名の方が亡くなっ
ている。さらには、新潟県の中越地震で68名
の方が亡くなってらっしゃいます。それから、平
成19年、20年あたりでも、東北地方の地震で10
名程度の方が亡くなってらっしゃいます。そし
て、平成23年の東日本大震災ということになっ
てまいります。その中では、先ほど申しました
とおり本県でも、平成17年には13名の方が亡く
なるといような大きな災害がございました。

ですから、定義は特になんですが、非常に
広域的かつ深刻な中身の災害が発生した、そう
いうものにつきましては、当然ながら県では災
害対策本部を設置しますし、自衛隊にも災害派
遣を要請したりします。そういったレベルのも
のにつきましては、私どもとしては大規模災害
と受けとめて、しっかりと対応していかなくちゃ
ならないというふうに考えております。

中野委員長 ほかにございませんか。副委員
長ありませんか。

蓬原委員 その他みたいな話になりますけど、
パラシュートみたいなので背中にエンジンがつ
いているパラモーターの愛好家の人たちがいる
んですが。あの人たちからずっと以前言われた
ことがあるんですけど、災害が出たときには状
況を把握しないといけないじゃないですか。へ

リコプターとなるとかなり大がかりになると思
うのですが、その愛好家の人たちが、何か会を
つくっておられるようで、民間人ですけど、要
請があれば被害が出たときの状況把握や伝達の
協力は惜しみませんという話を聞いたことが
あって、どこかでお伝えしようと言いな
がら、数年間ずっと温めておいて、今がちょうど
その機会だなと思って言ってるんだけど。

災害が出たときのシミュレーションが資料に
ありますよね。民間の方ですから、災害協定を
結んだりとか、もし事故が起きたらどうするか
とか、いろいろな難しい問題はあるんでしょ
うけれども、意見があったということもお伝えし
ておきたい。その愛好家の人たちの状況を調べ
て、何か連携を図るのも対策の一つじゃないか
なと思いましたので、申し上げておきたいと思
います。必要があれば紹介をいたします。

橋本危機管理統括監 委員おっしゃるように、
いざ本当の大規模災害のときというのは、まず
情報が全くないと。どういう状況かという現状
把握が一番に大事でございますので、これは自
衛隊も我々もとにかく情報をとると。まずは航
空偵察ということですけど、天候によってはそ
れが厳しいというのもありますし、その場その
場でごらんになった知識、情報をいただくとい
うのは非常に重要だと思いますので、空からに
限らず、どういうところに情報があるか、ごら
んになった情報があったらどこにお伝えいた
だくとか、その辺は普及啓発も含め、その窓口
をどうするかというのは、市町村ともよく連携
して、ルールづくりは研究してまいりたいと思
います。ありがとうございます。

井上委員 議会で何度か取り上げさせていた
だいて、いつも気になる場所なんですけど、
危機管理局に、きょうも女性の方全然お見えに

なってないんです。私、前も何度か申し上げましたけど、避難所の生活に女性の視点がないので、女性にとってみれば行きたくないというような状況になってしまう可能性だってあるわけですよ。生命に関わるかというふうに言われればそこまでなんですけども、そういう女性の視点というのはもうちょっと大事にしていだかないといけないと思うんですね。私、東北の被災地に何度か行きましたが、そのときにいつも聞かされたのはそのことなんですよね。

支援に行った方たちから話を聞かせて頂いたりすると、口に出せないようなこととかも実際避難所で起こっているんですね。大規模災害になれば、避難所に長期間いる可能性だってあるわけで、避難所の運営方法に女性の視点が大重要になると思うのですが、危機管理局でそのような話が出ているのか疑問に感じているんですが、そこは。

橋本危機管理統括監 実は来月、男女共同参画のシンポジウムがあって、私そこに出させていたかんですが、まさにそういう視点が今ないではないかというのが議題になるというふうに考えております。東日本大震災でも、おっしゃるとおりでございます、女性視点が欠けてたとか、あとは、聞いても男性には言いづらいこともあるとか、具体的な事例でお伺いしたのは、自衛隊の方が女性の隊員でお話伺いたいということで回ったことによって、いろいろな要望が初めて聞けた。これは10日以上たってからというお話とかもいただいております。

我々、今までも、ややもすると、ことしの訓練についてもなんですけれども、初動の72時間の人命救助が優先順位が大きくて、ことしの訓練もそのチャレンジになるんですけども、実は長期間にわたる災害のときには、その後の一

定の生活の視点というのも大事でございますので、これは女性なり、高齢者の方なり、子供なりという、そういう視点が、いわば避難所も生活の場になりますので、これを生かしていくというのは大事だと認識はしております。

ただ、ことし、例えば訓練でそれを取り入れるとか、そういう状況ではございませんが、その視点を踏まえて次の展開、議論はしておりますので、次の展開を研究してまいりたいと思っております。

中野委員長 関連ですが、現実的に危機管理局に女性は何名いるの。

大坪危機管理局長 残念ながらゼロでございます。

中野委員長 これは大きな問題。いい視点の質問でしたね。はい、わかりました。ほかにありませんか。

外山委員 説明の中に消防団の強化という項目がありましたね。さっき局長の説明だと、常備消防、西臼杵のほうで今度支援をしていくと。あれは常備であって、消防団が非常に今人数の確保が難しいし、現状では消防団の総合力が落ちてきてますよ。議会のほうでも、自民党のほうで、このままじゃいけないということで、具体的に消防団確保のための条例をつくらうといういろいろな研究をしてきたんですが、なかなかいろいろな問題があって先にいってないんですが、消防団の強化ということで、具体的な何か方策を考えておられるんでしょうかね。

厚山消防保安課長 委員おっしゃるとおり、消防団と申しますのは地域の防災のかなめということで、極めて重要な組織という認識のもとに、これまでもいろんな対策等はとってきておりますけども、最近、県内でいくと1万5,000ちょっとの団員数で二、三年推移しております。

それぞれ地域の市町村、あるいは消防団の関係の方が大変御苦労されて団員確保に当たっておられるという現状の中で、県といたしましては、特に消防団に対する理解促進、広報啓発、これに対する支援を行ってありまして、昨年でありますと、消防団だよりを新たに24年度からつくりまして、本年度もまたそれを年2回発行します。そういったものに基づいて、小・中・高校生等に対する消防団員による出前講座を引き続きやって、広報啓発を通じて将来の防災士なり、消防団員を育てたいし、意識を持ってもらいたい。

それと、装備等に関しましても、県単の事業で支援をしておりますけども、これは消防職員と消防団の装備を含めまして、耐震性貯蔵庫とか、ホースとか、そういった装備に関しても支援をさせていただいております。

それと、処遇の関係についてはなかなか厳しいものがございます。自治体でそれぞれ手当なり、報酬なり、それぞれありますが、九州を一律平均で見た場合、消防署の資料では、宮崎は上位にはランクされておるようですけども、これで十分かということ、果たしてそうかという観点で、例えば入札制度等に関する点数制度、消防団員確保している事業所に対する点数の付加等々にも取り組んでおりますし、今後、総合的に消防団の強化という観点で、いろいろ意見も聞きながら、また新たな方策等についても研究等をしながら、さらなる強化を図っていかなくてはならないというふうには認識をしております。

外山委員 災害が起こったときに組織的に動く団体は消防団しかないんですよ。この消防団の現状を見ると、消防団のなり手が非常に少なくなって、無理して人数合わせで、高齢のな

かなかいい年になっても消防団におられるという方もいっぱいある。ということは、消防団力が落ちてきておるわけですから、今いろいろこういうことを、県民の理解を得るとか言われましたけども、そういう抽象的なことじゃなくて、具体的にこういうことをやって消防団をまず確保していく。

例えば公務員の県庁職員やら、市町村の職員も、ある程度の形でどっかの消防団に入ってもらうとか、具体的なそういうものを打ち出していないと、この消防団の強化につながらないですよ。ぜひそこまで踏み込んだ、きれいごとな、抽象的なことじゃなくて、具体的な方策をぜひことし考えていただきたいと、これは要望しておきますが、それ以上の答弁はここではできないでしょうから、お願いします。

中野委員長 ほかにありませんか。ないですかね。副委員長ありませんか。ないですか。

私が二、三お聞きします。説明資料の1ページの3の大規模災害についての特に法令等による定義は、明確な定義はないということでしたが、法には定義はないですね。等ということは、あと何と何があって定義がなかったものでしょうか。

大坪危機管理局長 申しわけございません。厳密にお答えできませんが、私どもが調べた範囲の法律とか、政令とか、あるいは国からの通知とか、そういうものでございます。

中野委員長 ということは、全く大規模災害という定義というものは、この世には存在しないということですね。

大坪危機管理局長 少なくとも法的には存在しないのではないかと考えております。

中野委員長 それから、消防団についてさっき質問がありましたが、3・11の災害、あの

震災で、一番被害というか、死者が多かったのは消防団員だったですね。自衛隊とか、警察とか、消防署とか、そういう危機管理に携わる中で、もともと絶対数が多かったとは思いますが、二百何十名でしたかね、かなりの方が亡くなられたんですよ。それで、消防団に対する退職金までも多過ぎて、退職金をカットされて支給ということまでなっております。

それで、消防団員がああいう危機、しかも民間が、危機に際してたくさんの方が現実的に死亡したということで、その危機に対応するマニュアルが変更になったというふうに思っているんですが、それがなったかどうかということと、さっき確保の問題がありましたが、ああいうことでたくさんの消防団員が亡くなったということが原因となって、団員が集まりにくいという状況があるものかどうか、このことについてお尋ねします。

橋本危機管理統括監 委員長御指摘のように、大変多くの殉職者を出してしまったというのが東日本大震災でございまして、その後、消防庁のほうからマニュアル、指針が出されまして、自分の命が最優先、率先避難しろというようなことになっておりまして、各消防団においても見直すようにというような形になっております。

その亡くなった殉職をされた方に対する弔慰金なり、団基金からの支給額がカットされたことは、不勉強で、私、事実関係承知しておりませんが、そのようなために各県からの負担金を出しているという状況であったと記憶しておりますけれども、今のところ、消防団長さんから、それがゆえに、むしろ意識が高まるという話はよく伺いますんですが、その危険があるというがために二の足を踏む声が多くなったというところは、私自身は承知してないところ

でございます。

ただ、御指摘の趣旨は恐らくということですが、安んじて活動できる場、殉職というのは、2次災害というのは、必ず災害では防がなきゃいけないというのは大前提でございますので、これを徹底して、そうでなくても危険を伴う業務に民間の方に従事していただいているという前提に立ったルールづくり、意識、それと環境づくりは大事だというふうに認識しております。

中野委員長 その消防団員に対するマニュアルの変更についての周知徹底はされたと思うんですが、市町村に対して。既に全ての市町村変更になったんでしょうか。

厚山消防保安課長 この消防団に対する安全マニュアルということで、最近ですが、各沿岸の10市町、確認させていただいたところによりますと、7つの市町で既に改定がなされているということで、3つの町におきましては現在検討中ということで、本年度中には新たなマニュアルを策定するというふうには伺っております。

中野委員長 ぜひまだのところには御指導ください。

それから、もう一点お尋ねしますが、先ほどの「資料1」の説明がありましたが、これときの新聞報道のことでわからんところがあるんですが、この内閣府の推移のところの25年3月の最終被害想定というのは、もう既に3月だから、最終被害想定というのはあったんですね。

大坪危機管理局長 はい、出されております。

中野委員長 そして、その下のマクロ的推計という赤くこうやってるが、これの変更というのが何かあるんですか。

大坪危機管理局長 ですから、この南海トラ

フ、25年3月の最終の被害想定といたしますのが、全国規模のマクロ的推計ということになります。先ほど口頭で申しましたが、これらを踏まえまして、国としてどういう対策をするんだということについて、最終的な報告書が近々発表されるというふうに伺ってる段階でございます。

中野委員長 直接被害のことだけをお聞きしたいと思うんですが、被害想定のことです。25年度に県が被害想定を推計ということですが、これは何か今から発表をされるということですかね。

大坪危機管理局長 先ほどのロードマップのところにも記してたんですが、津波浸水想定は、これは先行させて昨年度中に発表しましたが、今後、地震の揺れ、震度の分布ですとか、あるいは具体的な被害想定、これは宮崎県としての想定を、国の想定を踏まえながら作業をしまいたい。そして、それを今年度中に発表してまいりたいと考えております。

中野委員長 そのことで、国が出したものと被害の違いが出てくるわけですかね。

大坪危機管理局長 国のほうも、この最終想定を出す中で、各県ごとにそれぞれの実態を踏まえて精査をしろと。そして、各県ごとにその想定をつくるようにということでございますので、内閣府のほうとも、どういう条件設定でそれを進めるのか等を十分相談をしながら、今後作業をしまいたいと考えております。

中野委員長 それで、きのうの新聞の話ですが、東京都が発表して、八丈島とか、東京都内の沿岸のことで、津波の高さやら、被害やらが出て、いろいろと民間人のコメントやらが報道されておりましたが、その東京都が発表されたというのが、この宮崎県の25年度というこの一番下のここのくりになるんですかね。

大坪危機管理局長 この津波浸水想定を先行させましたのは、これに対する対策をできるだけ早くやらないといけないということで、津波については先行させて本県では発表しました。ですから、多分東京都が発表されたというものも同じようなものであろうというふうに思います。

中野委員長 今のは津波だけでしたが、宮崎県のほうが東京都よりも早く発表したということで理解していいんですかね。

それから、被害想定は、東京都はもう既にこの前発表したけれども、宮崎県は今からということですか。

それと、東京都が発表されたその数字は、前に国が出したものとすると、どのくらいの差があったものかをお聞きしたいと思います。

大坪危機管理局長 まだ東京都の内容を承知してませんので、国との対比はわかりませんが、恐らく東京都も国の想定に基づいて都としての想定を発表されたんでしょうから、本県でこういうふうに発表しているものと同じような位置づけのものであろうというふうに思います。

ちょっと付言しますと、津波浸水想定につきましては、先ほどのロードマップで申しました、国交省の所管のところの津波防災地域づくり法に基づいて、各県で想定を出すようにということで示されております。

さらに、震度分布、被害想定等につきましては、これは通常の災害対策基本法に基づいて、各県でしっかりとそこ辺を想定をしてやるということで進めているものでございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 ほかにないようですので、以上で執行部の皆さん方お疲れさまでした。終わり

たいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時26分再開

中野委員長 再開をいたします。

先日開催されました委員長会議の結果につきましては、常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。

それでは、協議事項(1)の委員会の調査事項についてであります。

お手元の「資料1」をごらんください。当委員会の設置目的につきましては、臨時議会で決議されたところでございますが、調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することになっております。

資料の上段に記載している3つの項目は、特別委員会の設置を検討する際に、各会派から提案がされた項目でありますので、まとめたものであります。その下に修正をいたしましたものが、正副委員長(案)を記載しております。

特別委員会設置に当たり、各会派からの要望を整理した各項目は、いずれも重要な項目と思っておりますが、今後、限られた時間の中で重点的に調査を進めていく必要があります。そのため、県民の関心が高い南海トラフ巨大地震を中心に行うこととして、その他の災害については皆様の御意見を伺ってから決定したいと思っております。

また、会派要望で危機管理という言葉が出ておりますが、危機管理については、戦争やテロなどの事象も含めているため、当委員会の設置趣旨を明確にするため修正させていただきました。

そこで、調査項目につきましては、南海トラ

フ巨大地震等に関する事、防災・減災に関する事としてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、調査項目について、委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。何もここに南海トラフ巨大地震等に関する事と限定をしたようなことを言いましたが、これに決めるはおりませんので、さっき大規模災害とはとか、いろいろ説明をしていただきました。災害とはとか、大規模とはとか、こういうことの中身も含めて、これから我々がどういう内容で調査すればいいかを意見をどんどん出していただいて、ここできょう決定していきたいと思っております。

南海トラフ巨大地震に関する事は当然入れることでよろしいですかね。

高橋委員 (2)の防災・減災対策に関する事に修正されたことはいいと思っております。(1)の確認ですけど、等の中に含めていくんですね、さまざま規模の自然災害、地震あるわけですね。南海トラフだけにすると、この規模じゃないから、この程度だったら大丈夫なんだというふうに県民の方々も誤解されてもいかんと思うんですね。この等の中でくるからいいのかなと。それ再確認。私、(1)のままでよかったのかと思ったんですよ。

中野委員長 正副委員長(案)ということで「資料1」に書いておったんですが、それでもいいし、特別何か災害を想定されるものを、これはどうしてんしたほうがいいよというものがあれば、その調査事項に(1)(2)(3)と入れても結構だというふうに思いましたので、等の中でもうおさめておくべきか、おってもいいのか、ほか具体的に明言したほうがいいのか、その辺を協議していただきたいと思っております。

蓬原委員 いろいろ検討されてのことだろう

と思うけど、災害となると確かに範囲は広いですよね。広いです。だから、1年間で集約した結論を出すためには、喫緊の対策である南海トラフ巨大地震、等の中には新燃岳の大爆発とか入ってくるのかもしれませんが、ある程度大きなもの、縛りを決めてやっていかないと、じゃあ大きな台風はどうするんだ、河川の氾濫はどうするんだとなっていくと、なかなか広がりすぎて、1年間で結論を出しきらないのじゃないかなという気がするんで、こういうくくりでいいんじゃないでしょうか。私はそう思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時38分再開

中野委員長 再開いたします。さっき一任というような話もありましたので、正副でまとめました。巨大地震・大規模自然災害に対する調査等に関する事、防災・減災対策に関する事、これでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 決まりました。

次に、協議事項(2)の委員会の調査活動・計画についてであります。

活動方針(案)につきましては、「資料1」の3のとおりであります。

活動計画につきましては、「資料2」をごらんください。これにつきましては、当委員会に付託されました調査事項や委員長会議の結果を考慮して、調査活動計画(案)を策定いたしました。

まず初めに、日程に関する事項で御報告があります。「資料2」のとおり、8月28日から29日に特別委員会の県内調査が予定されております

が、先日、執行部から日程が重なる行事の報告がありました。

執行部では、知事をトップとする訪問団を結成し、8月26日から29日に香港を訪問し、物産・観光のPRレセプションや県香港事務所のオープニングセレモニー等を行う予定とのことです。

そこで、御相談ですが、このことも含めて、活動計画(案)につきまして何か御意見等がありましたらお願いをいたします。

この香港に知事が行くから、議会に調整があるのは議長だけだそうです。これに呼応して各委員会で、常任委員会で行ったらどうかというような声の一部が上がってきたので、そのことを考慮して、この日程をつくるについては、そのことも配慮して詰めたほうがいいという考えで、今述べたようなことを言いました。無視してももっとも結構なんですけど、配慮すべきかどうか、予定どおりの特別委員会県内調査でいいかどうかの意見をお伺いいたします。平たく言えばそういうことです。

外山委員 8月28、29をほかの日にちに変えたほうがいいかということですか。

中野委員長 そのままでいいかということですよ。

外山委員 ほかに日程があれば、何もここに限定することはないんじゃないですか。

中野委員長 個々には香港に行きたそうな常任委員長もおられたもんだから。

外山委員 だから、委員長、28、29以外でどこか日程が組めれば、何もここに限定する必要はないんじゃないですか。

中野委員長 それもあるんですけど、もともと香港に行くのが行かないのか。行きたい人がいるんですか、この中に。行かなくてもいいです

か。各常任委員会で何かあったらしいんですが。

黒木委員 説明はありましたけれども、商工建設常任委員会でそういう話はしてないです。

(「商工では出てない」と呼ぶ者あり)

中野委員長 環境農林水産常任委員会でも何か話が出たのですか。

蓬原委員 私も環境農林水産常任委員会だけど、話は出てない。

中野委員長 一応28日、29日は予定どおりとして、もし何かあってどうもというのときには、変更するというわけにはいかないでしょうか。

井上委員 もう最初からどっかに変更してたほうがよい。

外山委員 なかなか後になると変更できない。

高橋委員 だから、今、変更の判断しておかないと。

中野委員長 環境農林水産常任委員会では何かなかったのですか。行かないのでしょうか。山下議員が委員長でしたよね。何か聞きましたか。

有岡委員 聞いたんですけど、山下委員長にはこの話をして、常任委員会で対応しようかという話にはなってるらしいんですけど、まだ伺ってません。ですから、まだこれに行くのか行かないのかという話もまだ正式には伺ってません。

中野委員長 休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

中野委員長 再開いたします。

日程どおりということでいいということですね。そのように決定いたします。

次に、協議事項(3)の県内調査についてであります。

先ほど決定した調査事項を踏まえて、県南調

査、県北調査の調査先につきましては、御意見等がありましたらお伺いいたします。何か特別云々というのがありますか。

さっき南海トラフについて、私自身けちをつけたような言い方をしましたが、現実的には進めなければならないわけですが、特に沿岸地方の市町村ですよね。市町村との連携をきちんとしないといけないから、県内調査では、県北から県南まで市町村の声を中心に聞かないといけないと思うんですよね。そういう流れでの県北、県南調査をしたらという気持ちはあります。そういう流れでいいですかね。何か別にありませんか、これはというのが。

それなら、あとは副委員長、正委員長に一任ということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中野委員長 では、そういうことで準備をさせていただきます。

次に、先ほど協議いただきました調査事項を踏まえて、次回の委員会での執行部への説明資料要求について、何か御意見等はございませんか。ないですかね。

私は、4万2,000人が死亡するというセンセーショナルな数字が最初出ましたよね。非常にびっくりしました。ところが、ちょっとしたことで物すごく減るという説明なんですよ。それで、家具にちょっと金具をつけた分でかなり減るとか、避難訓練やら何やらを徹底すれば減るとか、それは早急にいろんなことをやればできることだし、そういった面も含めて、かなり県の各組織が徹底して指導していけばかなり防げると思うんですよね。

この防災というのは減災ということを念頭に置いて我々進めなくてはいけないと思いますから、4万2,000人をいかにして減らしていくかと

いうことを想定しなくてはいけない。この県の組織の中には、いろんなところに、次回を含めて、たっぷり時間をいただいて、部あるいは出先含めて聞く機会を集中してつくって、徹底調査もするとしたほうがいいんじゃないかなと、県外調査も含めてですね、そんな思いもあるんですが。

だから、大体特別委員会は午前中で終わるパターンが多いですが、午後まで踏み込んだ調査を次回ごろからしてみたいなという、やる気に燃えておるんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野委員長 それでは、そういうことで次回は組みますので、よろしく。

そういうことで、6月21日は一応は午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時45分閉会